

## 平成 29 年度第 1 回浦安市介護保険運営協議会議事録

1. 開催日時 平成 29 年 6 月 6 日 (火) 午後 1 時 15 分～午後 3 時

2. 開催場所 浦安市役所 4 階 S 2・3 会議室

### 3. 出席者

(委員) 工藤委員(会長)、中澤委員、井村委員、山上委員、大塚委員、佐山委員、高橋委員、川田委員、グスタフ委員

(事務局) 大塚健康福祉部長、岩波健康福祉部次長、川嶋介護保険課長、須賀介護保険課長補佐、河野高齢者福祉課長、磯貝高齢者福祉課課長補佐、小川猫実地域包括支援センター所長、小澤健康増進課課長補佐、富永新浦安地域包括支援センター所長、藤川高洲地域包括支援センター所長、石田富岡地域包括支援センター所長、加納保険料係長、齊藤認定係長、森本主査、森林主査、山田主任主事、勢川主任主事、大師堂主任精神保健福祉士

### 4. 進行

1. 会長あいさつ

2. 議 題

(1) 高齢者保健福祉計画及び第 7 期介護保険事業計画策定について

(2) 平成 28 年度介護保険事業等の実施状況について

① 平成 28 年度介護保険事業の実施状況について

② 平成 28 年度地域包括支援センターの事業報告について

(3) その他

① 介護予防支援業務委託事業者の承認について

3. その他

4. 閉 会

### 5. 会議経過

議題 (1) について

委 員： 7 期の計画策定業務の委託業者は、市外の事業所となっておりますが、なぜこちらを選択したのですか。

事務局： 7 期の計画策定業務の委託業者は、公募により募集し選定したためです。

委 員： 何社から応募がありましたか。

事務局： 1社です。計画は基礎調査の結果を踏まえて策定するため、基礎調査を行った業者が、引き続き計画策定業務を行う自治体が多くあります。昨年度、基礎調査を実施した際、調査業務の委託業者を公募により募集し、数社の応募の中から、株式会社地域計画連合が委託業者となりました。

今回、計画策定業務の委託業者についても公募をしましたが、結果的には1社だったという状況です。

委員： ワーキンググループが6月上旬からとなっていますが、開催日は決まっていますか。この質問は、生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けた協議体を7月上旬からスタートさせるため、「日常生活を支援する体制の整備」、「高齢者の住まい」、「生活支援体制整備の推進」について、協議体とワーキンググループで、議論が重複してくるのではないかと思うからです。

協議体とワーキンググループの情報が集約できるとよいと思いますが、どのように考えていますか。

事務局： 生活支援体制整備のテーマにつきましても、時間を掛けて議論するテーマだと考えています。事務局でのスケジュール案は、7月4日と7月11日ということで調整をしております。

ワーキンググループは、計画の骨子や方向性を決めるものと位置付けており、引き続き協議体でいろいろな議論をされると思いますが、協議体で出た意見は、計画策定の11月までの間に取り組みべき課題などに反映させていきたいと考えております。その後も引き続き出る話題・議題については、見直しの時や、来期の計画策定の時にも反映させていければと考えております。

委員： 計画策定業務の委託業者に、どのような作業をするのかを伺いたいと思います。

事務局： 各事業担当に事業の見直し等を記載するワークシートのようなもの作成いただく予定ですが、ワークシートの基本的なシートづくり、事業の拾い出し、昨年の基礎調査の結果を今後話し合うテーマのどこに反映すべき質問項目なのかという分析、ワーキンググループの議事録のまとめといった作業をお願いしています。

また、国の動向、法律改正の状況のまとめなどについての作業もお願いをしています。

最終的な考察や、分析は事務局が行い、骨子案等は事務局が作成します。

委員： 障がいのある老人の人数の確保について、この量をどのように把握するのですか。

事務局： 基本となるのは要介護認定を受けている方ということで把握をすることにしています。もちろん身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳の手帳所持者数ももちろん含まれますが、要介護認定を受けている方を中心に考える予定にしています。

委員： 障がいがあると自分でわかっている方は申請されるかもしれませんが、第三者が見てあの人は障がいがあるなという感じの方が、自ら俺は大丈夫だから申請しないというような場合についてはとくに考慮せずに、申請されたものを把握するという事ですか。

事務局： 我々もそこは課題であると感じています。申請をされた方、サービスにつながる方は把握できますが、そうではなく、サービスにつながらない方、サービスがあることがわからない方、本人は大丈夫だと思っても、周りから見ると手伝いが必要で、支援につながらない方も市内に多くいると考えております。そのような方については、高齢者福祉課で民生委員と協力をしまして、支援が必要な方を教えていただき、見守りする事業や、地域包括支援センターが市内に4か所あるので、地域の実態の把握に努めているところです。

委員： 申請をされてくる可能性のある人たちも考慮したような形で数は把握すべきだと思います。

事務局： 計画の対象となる方は、障がいのある方も含めて、介護認定者の推移を推計して、サービス量等を割り出し、国が示している、推計のツール等も活用しながら、的確な数値をつかめるように努めてまいりたいと思います。

## 議題（2）について

委員： 平成28年度の要介護者等の細かい数字が出てきていますが、ニーズがあるのに、提供する側の事業者等が介護職員を確保し、サービス提供をできるのかという心配があります。

調査の内容に、市内の事業所の看護・介護職の人数や、提供する側の把握も入れた方がよいのではないかと考えています。3年後、5年後、10年後は介護ニーズがどれくらいになるかという数字でていますので、必要となる事業者の数、看護・介護職員の必要な人数が出てくるはずですが、必要な介護人材を、各事業者が集めることは難しいので、地域全体で確保するという事になればありがたいと思います。

事務局： 前年度に基礎調査の中で介護事業者様に向けた事業所調査の方も行っております。その中で「人材不足」とご意見としていただいているところです。

今後基礎調査等をする際に人員の数等の項目を加えるか検討したいと思えます。

委員： 福祉事業の量や対象者の人数を把握して、それに対する事業所等の数も出てくるのではないですか。

事務局： 計画策定の中で確かに事業所も出します。具体的にはデイサービスの量がどのぐらい必要かというのは出します。

一方、介護人材の確保については、自治体で取り組める範囲になりますが、現在も介護度が下がった場合、デイサービスに入っていると収入が下がります。その部分はインセンティブということで、市で下がった分に相当する金額を補助したり、介護人材の確保のための借り上げ住宅の助成をしています。

また今後、施設を整備する中で浦安は土地が狭いものですから、29人以下の小規模特養しか整備できないという状況にあると運営効率が悪いので、事業者の補助・育成を考えています。

人材確保に関する施策は、介護保険事業計画というよりも、高齢者全体の福祉計画も一緒に策定することになっていきますので、その中でいくつか施策を打ち出していきたいと現時点では考えております。

委員： 第6期では課題の洗い出しをしているだけで、第7期で計画策定するという感じでよろしいですか。

事務局： 2025年を一つの目途として、なおかつ今後來期からの3年間でやるべき具体的な項目を盛り込んでいきます。一例を挙げれば特養ホームに待機者がいます。今後要介護者も増えます。重度の人も増えますということで、整備目標を具体的に掲げていきます。

委員： 2025年までを一つの大きな目途にして、その中で3年ごとの計画を策定し、7期ではこのうちのどれかは整備をしますということですか。

事務局： 平成30年から32年までにやっていくことをきちんと網羅します。中期的に捉える課題もありますので、その方向性は示しています。

委員： 高齢者の虐待の関係ですが、猫実地域包括支援センターの虐待数が51件で、新浦安が164件、そして高洲が72件になっていますが、これの分析はされているのでしょうか。

事務局： 高齢者虐待対応件数の通報件数が51件というのは、各地域包括支援センタ

一でまず初期相談を受け、その初期相談を受けた中で、虐待の兆候が見られるということで、市に通報として上げた方がよいと判断したケースです。市として虐待予防の観点から受付した件数という見方になります。

高齢者虐待防止法に基づいての対応ですので、対象となる方の年齢につきましては、65歳以上の方の受付をしています。

委員： 新浦安の件数と高洲の件数と今の件数の内容は異なりますか。

事務局： 内容は異ならないです。実数ではなく、延べ件数と考えていただければと思います。

委員： 介護保険料について、普通徴収と特別徴収を合わせたものが浦安市の毎年の収入ですよね。保険給付費が28年度のもので出ています。最後にトータルも出ていますが、結局収支はどうなっているのですか。余った場合は繰り越すのか、足りない時は補助が出るのか等を教えてください。

事務局： 保険収支が54億何千万と出ています。そのうちの22%が65歳以上の第1号被保険者の保険料でまかなくなります。それから40歳から65歳の第2号被保険者がそのうちの28%をまかなくなります。あと半分残りますが、それは税金で国・県・市がそれぞれ負担をして100%です。保険料が余った場合は繰り越して基金にします。3年ごとに介護保険の事業計画というのは改定します。その時に皆さんからお預かりした保険料ですので、それを原資に介護保険の保険料を、今基準額で月額4,600円ですが、それを下げたり、そのような財源に使わせてもらいます。

委員： 今の浦安市の現状として、基金にどのくらいありますか。

事務局： 基金には5億円以上あります。計画値通りに保険給付が推移すればプラマイゼロです。計画している分より実績値が少なければその分財源として積み立てしています。

委員： 浦安市民が納めている介護保険の納入額で、浦安市民が介護保険に必要な費用はまかなわれているのですか。国から半分以上出ているので収支があっているのですか。

事務局： 介護保険制度の財源内訳の全体を100とすると、65歳以上の第1号被保険者が22%。それから40から64歳の第2号被保険者が28%。あとの半分を税金でまかなくなります。国の負担が25%、県と市の負担が12.5%。合計

100%になりますので、その財源で介護保険の事業を運営しているということです。

## 6. 問い合わせ先

健康福祉部 介護保険課 保険料係 担当 加納・勢川

電話 047-712-6403